

第1回 愛別町総合教育会議

日 時 平成28年11月28日 16:00～
場 所 愛別町総合センター 長寿の間

出席者	愛別町	町 長	前 佛 秀 幸
	愛別町教育委員会	教育委員長	中 田 栄 一
		教育委員	長 屋 修 二
		教育委員	森 定 典 子
		教育委員	三 嶋 健 嗣
		教 育 長	大 山 一 成
		事務局	総務企画課長
	総務企画課長補佐	小 森 優	
	総務企画課総務係長	上 北 泰 志	
	教育次長	谷 田 道 明	
	主 幹	高 田 直 樹	
	学校教育・総務係長	三 浦 英 和	
	社会教育係長	白 鳥 俊 樹	

○開 会

○町長挨拶

○議事録署名委員の指名について

○協議事項

- ・愛別町いじめ防止基本方針について
- ・平成29年度教育予算（事業）等について
- ・その他

○閉 会

愛別町いじめの防止等に関する条例（抜粋）

平成28年3月3日愛別町条例第6号

第2章 いじめ防止基本方針

（いじめ防止基本方針）

第10条 町は、教育委員会と連携協力して、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を参酌し、町の実情に応じ、町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「愛別町いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 愛別町いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 町及び教育委員会は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化及びいじめの防止等のための対策の効果に関する評価を踏まえ、基本方針の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

第6章 愛別町いじめ対策協議会

（所掌事項）

第28条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

2 協議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

平成29年度教育予算（事業）等について

○新規事業

- ・教育推進アドバイザー（仮称）の設置
（非常勤職員として、幼稚園長と同等の待遇 月額193,300円＋一時金1.3ヶ月）
- ・学校ICT整備（別紙）
- ・スクールバスの運行委託（総務企画課と協議しながら検討）
- ・公民館分館耐震化工事実施設計（5施設）
愛別地区農業研修センター→伏古生活改善センター→中里母と子憩いの家→
愛山コミュニティセンター→南町青少年会館
- ・愛山公民館耐震改修工事（耐震改修と地元要望の改修部分について設計依頼中）

○継続事業で特徴的な事業

- ・教職員研修事業
- ・児童生徒入学通学応援事業
高校通学費助成
中学生制服購入助成
小学生入学時の教材（お道具箱・算数セット・絵の具セット等）
卒業アルバム助成
自転車保険加入助成
- ・養護学校教育振興補助金
- ・夢の教室開催事業
- ・心と命の授業
- ・少年愛のまち交流事業
- ・天神クラブ
- ・愛別チャレンジゼミ
- ・チャレンジ元気塾
- ・チャレンジデー実施事業

○人材確保関係

- ・ 特別支援教育支援員の確保（小学校3名・中学校2名）
- ・ 幼児センター保育士の確保
- ・ 学童保育指導員の確保（指導員5名体制。うち、常勤1名）
- ・ 学校図書館に関わる職員の確保（司書免許を有するものが望ましい）

○今後の課題

- ・ 教育推進アドバイザーの活用による、愛別町教育振興基本計画の策定、コミュニティスクール、小中一貫等の検討
- ・ ICT教育環境の段階的な整備
- ・ 学校公務補（小中学校）の委託化
- ・ 学校老朽化対策（合わせて、小中一貫、連携等の検討）
- ・ 社会教育・社会体育関係施設老朽化対策
- ・ 美深高等養護学校あいべつ校の進路等対策
- ・ 子育て支援の観点からの学童保育事業の充実（保育時間の延長・保育内容の充実）
→町外通勤者等が安心して子育てできる環境づくりのため